

【任意共済 加入奨励金 交付要領】

1. 交付目的

建物共済事業の加入拡大や安定的な実績確保並びに農業共済事業の運営基盤強化を図るために加入とりまとめや新規増額引受、組織活動の協力を得た共済部長、推進組織等に対し加入奨励金を交付する。

2. 交付対象年度

令和7年度

3. 予算額

22,000,000円

4. 交付対象

令和7年各集落共済部長、推進組織等

5. 交付基準

(1) 建物共済加入とりまとめにおける奨励

共済部長、推進組織等の地区の令和7年度加入取りまとめ実績に対し下記のとおり交付する。但し、100円未満の端数は切り捨てとする。

《交付額》

- 単年契約 1組合員当たり 700円
- 更改後2年目以降 1組合員当たり 600円
- 更改初年度
 - ・4年継続まで 1組合員当たり 200円及び掛金1万円当り300円
 - ・9年継続まで 1組合員当たり 500円及び掛金1万円当り300円
 - ・10年継続 1組合員当たり 800円及び掛金1万円当り300円

(2) 建物共済新規加入及び増額加入における協力奨励

共済部長、推進組織等の協力により新規加入及び増額加入となった実績に対し下記のとおり交付する。但し100円未満の端数は切り捨てとする。

《交付額》

- 新規加入への協力 加入者1件当たり 共済掛金等の30%
- 増額加入への協力 加入者1件当たり 共済掛金等の15%

《交付条件等》

- 1) 交付対象となる共済掛金等は加入者1件当たり2,000円以上とする。
- 2) 加入者1件当たりの交付額は30,000円を上限とする。
- 3) 増額加入における増額前の共済掛金等は昨年度の共済掛金等の計とする。

(3) 共済部長集落、推進組織等の組織活動に対する協力奨励

共済部長集落、推進組織等の組織の会議において、制度説明やチラシ・パンフレットの配布など建物共済の加入推進に係る協力をいただいた組織に対して5,000円を協力費として交付する。但し、協力活動は令和7年3月から令和8年2月末までの期間に行われるものを対象とし、1組織につき年1回の交付とする。

6. 支払時期及び交付方法

令和8年3月末までに対象者預金口座へ振込

7. 制定年月日

令和7年4月1日